



21消安第800号
平成21年5月7日

北海道知事 殿

農林水産省消費・安全局長



動物用抗生物質医薬品基準の一部を改正する件（告示）の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第42条第1項の規定に基づき、動物用抗生物質医薬品基準（平成11年8月30日農林水産省告示第1123号）の一部が別添のとおり改正されたので、別添を備え置いて縦覧に供されたい。

○農林水産省告示第六百四十八号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用抗生物質医薬品基準（平成十一年八月三十日農林水産省告示第千百二十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年五月七日

農林水産大臣 石破 茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

「次のよう」

医薬品各条（各条総則・各条）（単方各条）のアンピシリン類の注射用アンピシリンの規格の（２）中「pH；5.0～7.0（添付液による用時濃度）」の次に「又はpH；3.5～5.5（日局注射用水による用時濃度）」を加える。